

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 8 日現在

機関番号：33908

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2014

課題番号：23530777

研究課題名(和文) 東アジアにおける福祉文化的基盤の比較研究

研究課題名(英文) The Comparing Studies about the Social Welfare and Culture in East Asia

研究代表者

大友 昌子(Otomo, Masako)

中京大学・現代社会学部・教授

研究者番号：30060700

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：2007年に台湾、朝鮮半島、日本における20世紀前半の社会事業政策を、帝国日本の植民地統治という視点から比較研究成果を刊行した。この研究成果に基づき東アジアにおける福祉文化の共通基盤を探ることを目的に、互助の地域組織についての横断的な調査を行った。

研究成果としては、東アジアの福祉文化的基盤にはベトナムなど中華の影響を受けた他地域も研究対象に入れる研究上の必要が生じた。ここには中華福祉文化圏とも称することが出来る地域組織や互助組織が分布し、またこれらを道徳や倫理によって社会的規範とする思考基盤に共通性が見られた。一方、地域組織や互助の実際や展開には各地域の福祉文化が反映していることも明らかとなった。

研究成果の概要(英文)：I published the book "The Japanese Colonial Social Policy in Taiwan and Korean Peninsula" in 2007. On the basis of this study, I research about the regional organization for mutual support in East Asia. It is apparent to have the common culture of people's welfare in this area. I call it "people's welfare culture of Chinese style" I did research about the regional organization for mutual support in China, Taiwan, Korea, Vietnam and Japan. One side, these area have common culture of people's welfare. And the other side, these area shows the regional differences.

研究分野：社会福祉学

キーワード：福祉文化的基盤 東アジア 地域組織 互助組織 中華福祉文化圏

1. 研究開始当初の背景

2007年にそれまでの研究を『帝国日本の植民地社会事業政策研究 台湾・朝鮮』(ミネルヴァ書房)として公表した。本研究では、前著のキー概念であった「福祉文化的基盤」「中華福祉文化圏」について、さらに研究の深化を試みることを目的として、台湾、朝鮮半島に加え、中国、ベトナムなど東アジア圏の社会の「福祉文化的基盤」「中華福祉文化圏」に着目した。東アジアに共有される「福祉文化的基盤」はあるのか、あるとすればそれはいかなるものか、というテーマが筆者の問題意識であった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、東アジアに特有の「福祉文化的基盤」はあるのか、あるとすればそれはいかなるものかを明示することにあった。

3. 研究の方法

国際比較をテーマとするフィールド調査として、台湾、韓国に加え、中国、ベトナム、太平洋諸島の1つパラオにおいて調査を行った。方法は文献調査、聞き取り調査、観察調査である。

4. 研究成果

今日、近代化、都市化、グローバル化が進む東アジアにおける「福祉文化的基盤」として、伝統的な地域のルールの実態と変容、すなわち東アジアに共有される「福祉文化的基盤」の動向を把握し、もって、この地域の社会福祉形成に基礎的な学術的議論のデータを提供するとともに、共同して社会福祉問題の解決に取り組むことが出来るようになることを目的として、本研究を行った。

「福祉文化的基盤」をどのように捉えるのかという課題については、既述のように地域にみられる伝統的な相互支援関係に着目することとした。この伝統的な地域における相互支援関係を調べるなかで、いくつかのポイントが浮上してきたが、「郷約」というインフォーマルな地域のルールが、中国、韓国、ベトナムに存在することが文献により明らかとなったことから、まずこの「郷約」の調査を主テーマに実施した。調査の結果明らかになった点は次のようである。

「郷約」をめぐる調査

上記のテーマ設定にしたがい、中国、韓国、ベトナムに継承される地域のルールや相互支援を定めた「郷約」調査を行った。「郷約」は中国の11世紀「呂氏郷約」にその淵源を有する。中国では「呂氏郷約」はすでに歴史的考察の対象としての文献研究に示されるのみで、現実社会で機能しているとの記述はなかった。

韓国

韓国では、中国の「呂氏郷約」が16世紀に

導入され、高名な儒者が出た安東と栗谷の「郷約」が著名である。また多くの地域に「郷約」が伝えられたことが先行研究で明らかにされており、『朝鮮郷約資料集成』も数多く出版されている。今日でも地域社会において「郷約」が機能しているのは、比較的旧慣が残る安東地域である。現在は韓国全土で、この安東の2箇所の書院のみに伝えられている。調査では、安東の屏山書院の郷祀の儀式に参加した。書院は高等学校を経営しており、この儀式には男子高校生も多数参加している様子を見る事が出来た。

夜を徹して行われる郷祀では、「郷約」と題した文書が読み上げられ、その内容を遵守する意思表示を、参加者が署名という形式で行っている。この儀式で、独特の節回しで読み上げられる「西厓先生郷村規約」は、父母、祖父母、伯叔父母に従わない者、兄弟間の争いは地位を失い、役所に届けられて罰を受ける。また郷長に従わない者、近隣と不仲の者も罰せられ、儒教に基づいた人倫の教えが凝縮した内容である。

その一部を以下に、あげておく。

は判読不明。

「西厓先生 郷村規約」(翻訳文)

父母不順者 = 両親に従わない者。
祖父母 伯叔父母 = 祖父母と伯叔父母(叔父、叔母)に従わない者。
同兄弟相關者 兄直弟曲 只治弟 = 兄弟の間、喧嘩する際、兄さんが正しく、弟が悪かった時には、弟が罰を受ける。
兄曲弟直同罰 = お兄さんが悪く、弟が正しい時は、処罰を同じく受ける。

(中略)

郷令不循者 分輕重定罰 = 郷村の指令に従わない者には、その重さを分別するため、処罰を決める。

所 中賣上元數耗欠者 = 所郷の機関の基金[賣]を元數に欠損させた者。

納本數後 永永離郷 = 該当する分を納めた後、永久に村から離される。

定罰不行者 次次加罰 = 処罰を決め、実行しないものは、次々処罰を重ねる。

凡 品官凌辱執綱者 = 役員として執綱(村や里の業務をする者)を凌辱した者。

同列則永永損徒 = 同じ班の列の場合、永久にその地方(村)から追い出される。

郷 不參 則每年委官定 = 郷の会議(集まり)に参加しなければ、毎年の委員としての人のみ決め、

可參者終身除錫 = 参加しない人は除名される。

執綱依憑央 下吏 行私作弊者 = 執綱(村や里の業務するもの)は、中央の勢力(政府組織の官の勢力)を利用し(頼ること)、下の使いものに些細な情けを行い、破たんに落ち

いらせる者。
随現損徒 = その都度、その地方(村)から追
い出される。

ベトナム

ベトナムでは、ホイアンの地方都市とハノイ
近郊の農村部において調査を実施した。
ホイアンでは、都市部の儒者や祖先を祀る廟
に「郷約」のルールが碑となって保存され、
実際に廟の祀りにおいては、その運営方法な
どに「郷約」の決まりが受け継がれていた。
またベトナム戦争終結の 1970 年代に、ホイ
アンでは「郷約」の改訂も行われており、今
日も「郷約」のルールは地域社会のなかで機
能していることが確認された。廟を中心とし
た祭りの際に人々が受け継いでいる「郷約」
が冊子として存在する。

また、ハノイ近郊の農村部では、村内の廟を
祀る当番役員からの聞き取りを行った。文献
資料では「郷約」の存在が確認されたが、聞
き取りでは明確な答えが得られなかった。イン
フォーマントを変えてさらなる聞き取り
が必要である。

以下の事例は、ベトナムの近代以前にあたる
1942 年の MONG PHU 社の「郷約」である。
ベトナムは村落の自治と権限が強い社会で
あるといわれる。この「郷約」でも、ベトナム
前近代、王朝時代の村の郷約の構成が明らか
にされている。ここではその一部を紹介する。

PHUCTHO 県 CAMTHINH 総 MONG
NGPHU 村 MONGPHU 社の郷約
(1942 年の謄本)

MONGPHU 社の郷約 (1942 年の謄本)
PHUCTHO 県 CAMTHINH 総 MONG
NGPHU 村老練職勅官及び総理及び住民
は、打ち合わせした上で、改良券約(券約は、
郷約の違う呼び方)を作成した。
昔からの券約は文書なまたは、時代に合わ
ない文書で伝えられずに口頭のみで伝えら
れたので、改良すべき。以前の券例と比較す
ると、悪いことを改善し、宗族が繁盛にな
ったり、秩序を維持したりできるように、目
的通りに良いことを生かしますが、進化程度
により改めて改良を行う。

第 1 部：政治について

族表評議会の組織

第 1 条：各宗族は打ち合わせし、17 人の代表
者を指定し、村のことを巻き込んでもらう。
その人たちは族表と言います。

第 2 条：各宗族の人数により、大宗族が 2 人
か 3 人か、中宗族が 1 人、小宗族が数回でも
同じ人を指定する。

第 3 条：族表資格は、30 歳以上で博学でお金
持ちで犯人になったことがない老練・高位総
理となる。族表の任期は 3 年間となる。

第 4 条：3 年間ごとに代表者を指定する。当

時の族表としてやっている方は、村の防衛や
堤防補修などの雑役を免除される。

第 5 条：族表は、村の仕事に関する決定を出
し、収支手帳を作り、その手帳を管理する
という仕事を担当する。会長員および族表の
時代の公金は、キャッシャーに納める。

第 6 条：族表は会長一人と副会長一人を選
挙するため、打ち合わせを行う。通常は会
議で会長が報告するが、会長の都合が悪
ければ、副会長が代わりに報告する。

第 7 条：族表は、打ち合わせを踏まえて、
書類を作成してもらうため、会計について
よく理解できる人を秘書に選挙する。

第 8 条：族表は、打ち合わせを踏まえて、
財産がある方をキャッシャーに選挙する。

第 9 条：必要な時、補足会同を行うが、
通常は毎月旧暦 1 日と 15 日に村のこ
とを相談する会同を行う。水代とか石油
代として公金から 2 毛をすぐに支出す
る。そして、よっばらった人を今後の
会同参加にも禁じる。(1 毛 = 10 分
の 1 ドン)

第 10 条：会同参加者は半分以上が出席
したら、会議を進められるが、終わら
たら、すぐに解散し、しゃべりのため
残ってはいけない。

第 11 条：会同は、何かあれば、記録書
を作って、当時会同の会長と副会長の
署名をしてもらって、納入をしなければ
ならない。

第 12 条：族表は忙しくて会同に
来られなかった人がいたら、会
同にお知らせしなければ
ならない。もしだれか勝手に 2 回
欠席すれば、会同はその宗族
からの違う人を参加させる。

第 13 条：会同中の時、だれか
丁寧に質問をすれば、会
同側が礼儀正しく答えるべき
である。

第 14 条：打ち合わせのことに
対して、会同の半分以上が
一致すれば、決めた通りに
実施する。一致しない場合、
投票を行うが、会長の 1 票
が 2 票として数えられる。

第 15 条：裁判者または管理官
から喚問されるとき、会
同は族表 2 人を指定し、当
省へ理長と一緒に
行かせる。それぞれの人は、
1 日に 3 毛を支給される。
当県へ行かせる場合、
それぞれの人は一日に 4 毛
を支給される。その金額は
直ぐに公金から支出される。

第 16 条：上官に命令されるとき
以外、上官が意見を聞きたり、
村の権利に関わることを
相談したりしたければ、族
表 2 人と理長が自決し、
上官に提出すべきである。
あるいは、会同を行い、
全員の意見をまとめてから、
上官に報告する。

第 17 条：族表と理長は、村の
ことの関係で 5 キロメ
ートル以内に移動すれば、
それぞれの人は一日の出
張費として 3 毛だけ支給
される。

第 18 条：族表は郷約に反する
ことをすれば、会同または
村の一族が職勅・奇老を
呼んできて、会議を行う。
官職・奇老会同は、指
摘するとか、1 ドンから
10 ドンまでの罰金を科
するとか、会同に参加
させないとか権限があ
る。第 3 条の資格を
落としたり、村の
権利を

喪失したりする人がいたら、職勅・奇老会同がその人を忠告する。もし会同が忠告できないまたは、族表が従わなければ、会同は記録書を作成し、上官に報告する。

第19条：村は中程度で支出すべきである。損失がないように、収支のバランスを取らないといけない。

第20条：毎年陽暦1月1日、族表と会同は、来年の予算を立て、予算帳を作り、会同の全員が署名してから、所在の上官に提出し、上官に同意してもらってから、実施する。

第21条：村の収支帳は、会長が預かる。会長は、収支の予算通りに支出したり、収入したりすることができる。

第22条：キャッシャーは、だれのお金をもらったのか鋸歯状の手帳に書き、支払った人に領収書を渡し、そのあと、秘書がすぐに収支帳に書き込まないといけない。

第23条：お金を納めたが、領収書を持っていない人は、まだ納めないと認められる。

第24条：毎日、何を支出したのか直ぐに収支帳にメモーしないとといけない。何のため支出したのかははっきり書いてください。

第25条：不合理な支出があれば、族表が会同を開始し、記録書に何のため、いくらを支出したのか書き、その記録書を省官に報告し、省官の同意をもらってから、実施する。

第26条：キャッシャーは、お金を支出したが、その時に会長がいなくて署名できなければ、その人に会長の署名と自分の署名がある古い領収書を出させ、月末に会同にチェックしてもらう。

第27条：1年が終わったら、会同は、収支を計算し、住民の皆が分かるようにどれぐらい支出したか収入したか残ったかを亭に一月ぐらい掲示する。掲示するとき、報道者が村を歩き回りながら、木魚を叩き、皆に告知する。

第28条：収支は予算を越えてはいけない。お金が残るために節約しないといけない。

第29条：村の収支帳があることで、毎年、公金から会長に5ドン、副会長に5ドン、キャッシャーと秘書のそれぞれ3ドンを支給する。

第30条：理長は村を代表し、仕事を担当するが、副理長は理長にサポートしなければならない。

第31条：理長か副理長が勝手に決めることができなく、村のことであれば、族表の意見を検討しないといけない。理長と副理長は、村の行政人なので、会同に参加できる。

第32条：村は、毎年、理長に24ドンの給料を支給し、税金も負担して差し上げる。

第33条：支給してもらった理長は、一人で出張する場合でも、村にお金を依頼してはいけない。

(中略)

葬礼

第86条：孝行についてですが、本人は、葬式の進め方が分かる副会長・会長にキンマ30枚を持ってきたら、甲長が葬を進めにいってあげる。しかし、副会族・会族長は、奇老と紳士と一緒に葬式に行かせ、キンマだけ食べさせ、水だけ飲ませる。本人は公金に加える20ドンを払うだけで、なにも接待しなくてもいい。祭礼とか送迎とか全部やってあげる。

第87条：第2孝行例として、本人は、副会長・会長にお知らせするため、キンマを持ってきて、甲長がすぐに葬式に行く。会同も葬式に行くが、キンマのみ食べ、水のみ飲む。しかし、本人は、公金に加える10ドンを払う、何も接待しなくてもいい、1週間以内に祭礼を行う。

第88条：貧しい家族には、村は例金を払わせない。

第89条：代茶とか例金とか別々の公金に入れる。両方の公金を使いたい場合は、田地の数を確認した上で使う。もし理長に報告し、50歳になったら、以前のように6貫を払わないといけない。

祭礼

第90条：村は、旧暦1月8日にお菓子を作り、供養する。ティンチャーという祭礼の上位者と理長は甲にお菓子作りを見に行くだけ。お菓子は全部体重計で計られたから。

第91条：村は、旧暦1月9日と10日に供養物を作るところまで行ってから、祭礼の上位者に任せ、理長を甲に監査しに行かせる。完成したら、人々を集めて、祭礼を行う。祭礼を行ったり、別で食事したりする檀家は、自由にやってもらい、この掟に従わなくてもいい。そして、良民の祭礼に貢献する必要がない。

試験合格や昇進などの接待費

第92条：村の人が学士、秀才、知県、8位、9位以上に昇進したら、豚とおこわを神様に供養してから、村に認められる。

第93条：50歳になった人は、神様に去勢鶏1匹と米・おこわ14量を供養する。もし接待をすれば、だれでも公金にいれるため、10ドンを払わないといけない。

第94条：70歳になった人は、お酒を供養したければ、村に12ドンを払う。亭に鶏とおこわを供養したら、お酒を用意しなくてもいい。

第95条：80歳になった人は、神様におこわ・鶏を供養する。接待と例金支払いをしなくてもいい。

第96条：50歳になった人は、接待費を負担しなくてもいい。服代として村から70歳になったら1ドン、80歳になったら2ドンもらえる。90歳になった人は服・帽子を買うため村から3ドンをもらう。

第97条：郷位を買いたい人は村に36ドンを

払わないといけないが、村が所在官の許可をもらうべき。

第 98 条：斯文位を買いたい人は村に 20 ドンを払わないといけない。そして、以前のようにおこわ・鶏を供養する。

第 99 条：総長・副総長に昇進した人は接待をしたら、村が 20 ドンの斯文書を贈呈する。

第 100 条：村の順位は、この例俗のように決まっている。

第 101 条：本券約実施日以降、本券約に反することがあれば、解除される。祭礼をするときに、秘書が必ず本券約を皆の前で読まないといけない。

パラオ

パラオはドイツや日本の統治を受けた島嶼であり、こうした影響が地域相互支援機能にみられるかどうか、研究のポイントであった。しかし、この地域はポリネシア系の文化基盤が明らかで、「福祉文化的基盤」に関しては中華文化の影響圏外であった。

結果

東アジアの地域における相互支援に焦点をあてた「福祉文化的基盤」にはいくつかの地域で共有される「郷約」のようなルールがあることが判明したが、また、各社会ごとに独自の地域相互支援の文化も発展している。台湾には「郷約」はなく、警察的性格の強い「保甲制度」が、日本では警察的機能と互助の性格が強い「五人組制度」が地域相互支援の文化として定着した。

「郷約」「保甲制度」「五人組制度」は、ともに中国の律令制の時代にその淵源を有し、東アジアには「中華福祉文化圏」ともいえる状況が広がっていることが明らかとなった。

各社会の「福祉文化的基盤」には「中華福祉文化圏」とカテゴライズできる共通する性格を見出すことが出来た一方、また各社会独自の「福祉文化的基盤」を形成していることも明らかとなった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

1. 大友昌子「東アジアにおける福祉文化的基盤」『近代東亜中的台湾』2013 年 12 月 国立台湾図書館主催 国際学術検討会出版物。査読有

〔学会発表〕(計 1 件)

1. 大友昌子「東アジアにおける福祉文化的基盤」『近代東亜中的台湾』2013 年 3 月 15 日発表。場所は国立台湾図書館 国際学術検討会で報告。

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大友昌子 (OTOMO Masako)

中京大学・現代社会学部・教授

研究者番号：30060700

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：